

議会運営委員会記録

令和7年9月29日（金）

開議 12時 37分

閉議 12時 46分

全員協議会室

〔委員〕 柳楽委員長、永見副委員長、
肥後委員、村木委員、大谷委員、三浦委員、村武委員、川上委員、芦谷委員
〔議長団〕 笹田議長、川神副議長
〔執行部〕 山根総務部長、末岡総務課長、森山総務管理係長
〔事務局〕 下間局長、濱見次長、森井庶務係長、久保田書記

議 題

- | | |
|--------------------------------------|-----|
| 1 令和7年11月浜田市議会臨時会議及び12月定例会議の会議予定について | 資料1 |
| 2 浜田市議会請願・陳情等取扱要綱の制定について | 資料2 |
| 3 浜田市議会申し合わせ事項の一部改正について | 資料3 |
| 4 次期議会運営委員会への申し送り事項について | 資料4 |
| 5 その他 | |

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[12 時 37 分 開議]

○永見副委員長

ただいまから議会運営委員会を開会する。出席委員は7名で定足数に達している。
なお、柳楽委員長より欠席届が提出されている。

1 令和7年11月浜田市議会臨時会議及び12月定例会議の会議予定について

○永見副委員長

資料1について、事務局長、説明をお願いします。

○下間局長

資料1の1月臨時会議の前の日程から説明する。10月19日に選挙があるが、10月24日金曜日、午前9時から新議員説明会、引き続いて午前10時30分から全議員による全議員初会合を開催する。10月28日火曜日は、午前10時から会派の代表者による会派世話人会を第4委員会室で開催する。次に、11月4日火曜日に臨時会議を開催する。通年会期制を導入しているので、改選後初めての招集となり、11月4日の1日間のみでの開催としたい。この日は、本会議で正副議長選挙をはじめ、各種委員会の正副委員長の互選のための委員会開催や、全員協議会を開催することとなる。当日は本会議前の午前9時30分から議員のみによる全員協議会を開催するので、11月4日は午前9時30分から議員の皆には集まっていただくことになる。

続いて、12月定例会議の関係である。11月11日火曜日から13日木曜日まで、いずれも午前10時から3常任委員会を開催する。19日水曜日は午前10時から全員協議会、20日木曜日は一般質問の通告締め切りである。21日金曜日は午前10時から議会運営委員会、午後1時30分から議会広報広聴委員会を開催する。そして、12月1日午前10時から12月定例会議を開会する。市長の所信表明と、全員協議会、委員会などを開催する。12月2日火曜日から5日金曜日までは、午前10時から一般質問である。8日月曜日は午前10時から議案質疑、9日火曜日から11日木曜日までは、いずれも午前10時から3常任委員会を開催する。12日金曜日は予算決算委員会、15日月曜日は予備日としている。16日火曜日は休会で、17日水曜日が採決の本会議となる。本会議終了後、全員協議会、その後、議会運営委員会という通常の流れになる。

以上である。

○永見副委員長

会議予定について説明があった。ただいまの説明について、質疑などはないか。

(「なし」という声あり)

ないようなので、執行部はここで退席となるが、委員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

執行部から何かあるか。

(「なし」という声あり)

それでは、ここで執行部は退席となる。

(執行部退席)

2 浜田市議会請願・陳情等取扱要綱の制定について

○永見副委員長

資料2について、8月19日の当委員会で、浜田市議会請願・陳情等の取扱要綱を作成することについて了承された。事務局から説明をお願いします。

○下間局長

資料2-(1)について、先ほど副委員長から話があったように、既に委員会では承されているが、請願・陳情について、より手続方法や内容などが見やすく分かりやすくなることを目的に制定するものである。

請願・陳情については、これまで議会基本条例、会議規則、委員会条例、申し合わせ事項、審査基準、取扱基準など、その取扱いなどが複数にわたって定められていたので、内容を要約して一つの要綱としてまとめた。

また、過去に意見としてあった請願・陳情の様式についても、この要綱に入れた。ただし、様式については、実際にこの様式でないと受け付けないというものではなく、必要事項が記載されていれば受付は可能と考えているが、一つの目安として様式を設けた。

次に、資料2-(2)について、請願と陳情について、見出しごとに条文を対比して列挙したものである。今回の要綱制定に当たり、請願と陳情で同じ取扱いである内容については、請願の条文を準用する整理をしたり、表現方法を統一したりして、かなりすっきりして見やすくなったと思う。なお、内容や運用などはこれまでと変更はない。

次に、資料2-(3)について、申し合わせ事項にある請願・陳情に関する部分を抜粋し、このたび取扱要綱にまとめたものについて、規定先などを示したものである。この要綱の制定に伴い、浜田市議会申し合わせ事項の請願・陳情の部分については、この要綱へ移し、申し合わせ事項からは削除したいと考えている。

以上である。

○永見副委員長

ただいまの説明について、質疑などはないか。

(「なし」という声あり)

それでは、この内容で、浜田市議会請願・陳情等取扱要綱を制定することで良いか。

(「はい」という声あり)

それでは、事務局は、改正後はS i d e B o o k sなどのデータについて更新をお願いします。

3 浜田市議会申し合わせ事項の一部改正について

○永見副委員長

資料3について、9月3日の議会運営委員会での協議結果を踏まえ、一部改正案を作成した。先ほど議題2で示したとおり、請願・陳情等の取扱要綱へまとめた内容については、申し合わせ事項から削除している。また、現行の運用に合わせた表現への更新など、積み残しになっていた文言の整理を行いたいと思う。

現在、削除する部分は二重線で見え消しにしてあるが、削除することについて了承された後は、二重線部分を削除したいと思う。また、これまで削除としたが二重線の見え消しで残っていた部分についても、あわせて今回削除したいと思う。このことについて、質問や意見があれば願います。

(「なし」という声あり)

それでは、この内容で浜田市議会申し合わせ事項を改正することで良いか。

(「はい」という声あり)

それでは、事務局は改正後、S i d e B o o k sなどのデータについて更新をお願いします。

4 次期議会運営委員会への申し送り事項について

○永見副委員長

資料4について、この内容で、9月3日の議会運営委員会です承された。このとおり、次期の当委員会へ申し送ることとするので、承知されたい。

なお、議会改革推進特別委員会から、次期改選後の議会への申し送り事項がある。現時点では次期に特別委員会の設置が決定しているものではないので、いったん、議会運営委員会で承ることとし、改選後の特別委員会設置の有無などによって、対応を協議していただきたいと思うが、各委員、良いか。

(「はい」という声あり)

5 その他

○永見副委員長

委員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

最後に、本日の内容について、各会派で共有していただくようお願いする。

以上で議会運営委員会を終了する。

[12 時 46 分 閉議]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

議会運営委員会副委員長 永見 利久